



栃木県公報

令和5(2023)年
4月21日(金)
第398号

目次

告 示

○地方税の収納事務の委託	349
○指定納付受託者の指定	349
○土地改良区定款変更の認可	350
○道路の区域の変更	350
○県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務の委託	350

公 告

○令和5(2023)年度狩猟免許試験の実施	351
○令和5(2023)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施	353
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	355

告 示

栃木県告示第159号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、令和5(2023)年4月1日付けで次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和5(2023)年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称並びに委託事務の内容

主たる事務所の所在地	名 称	委 託 事 務 の 内 容
栃木県宇都宮市八千代1丁目9番10号	一般社団法人栃木県自動車整備振興会	自動車税環境性能割及び自動車税種別割並びに軽自動車税環境性能割に係る地方税の収納事務

2 委託期間 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5(2023)年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

- 主たる事務所の所在地
茨城県水戸市南町3丁目4番12号
- 名称
株式会社めぶきカード
- 指定をした日

令和5(2023)年4月1日

- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類
 - 栃木県立美術館観覧料
 - 栃木県立博物館観覧料

(文化振興課)

栃木県告示第161号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5(2023)年4月21日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
市貝町土地改良区	令和5(2023)年4月11日
岩舟土地改良区	令和5(2023)年4月12日

(農地整備課)

栃木県告示第162号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年4月21日から同年5月22日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年4月21日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原氏家線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
194	前	大田原市富士見1丁目1767番5から 大田原市富士見2丁目1753番2まで	12.7~14.9	78.5	
	後	大田原市富士見1丁目1767番5から 大田原市富士見2丁目1753番2まで	14.2~15.5	78.5	

(道路保全課)

栃木県告示第163号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により令和5(2023)年4月1日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5(2023)年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例(平成9年栃木県条例第1号)の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋3-9-1日本橋三丁目スクエア12階

- (2) 名称
弁護士法人ライズ総合法律事務所

3 委託期間

令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで

(住宅課)

公 告

○令和5(2023)年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づく令和5(2023)年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第51条第2項の規定により公示する。

令和5(2023)年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳にそれぞれ満たない者
- 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((1)から(3)までに該当する者を除く。)
- 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	定員	試験を実施する 狩猟免許の種類	実施事務所
7月30日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	50名	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同 上	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	50名	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
同 上	県那須庁舎	大田原市本町2-2828-4	50名	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	30名	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
同 上	塩谷町生涯学習センター	塩谷町大字船生989-1	25名	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森林 管理事務所
10月14日(土) 午前9時30分から	県那須庁舎	大田原市本町2-2828-4	50名	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所

10月14日(土) 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	30名	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
11月12日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理セ ンター	宇都宮市清原工業団地 15-1	50名	わな猟免許 第一種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同上	北押原コミュニテイ センター	鹿沼市樅山町162-2	45名	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所

3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。なお、技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者を対象とする。

試験科目	内 容
適性試験	1 視力 2 聴力 3 運動能力
技能試験	1 猟具の判別(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 2 猟具の架設(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 3 猟具の取扱い(網猟、わな猟免許を除く。) 4 鳥獣の判別 5 距離の目測(網猟、わな猟免許を除く。)
知識試験	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票抄本(マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。)
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの。複写、コピーしたものは不可。ただし、銃の所持許可証の写しを提出する場合、医師の診断書の提出は不要とする。)

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

ただし、7月30日(日)の試験のみ、実施日の30日前から10日前まで

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者・・・3,900円
- (2) (1)以外の者・・・5,200円

8 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、栃木県のホームページからダウンロードすることができるほか、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求することができる。
- なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、84円切手を貼付したもの）を同封すること。
- (2) この試験についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○令和5(2023)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく令和5(2023)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

令和5(2023)4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和5(2023)年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が令和5(2023)年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

期 日	実 施 時 間	会 場	所 在 地	定 員 (名)	担 当 事 務 所
6月8日(木)	10:00~11:00	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	25	県東環境 森林事務所
	11:00~12:00			25	
	13:00~14:00			25	
	14:00~15:00			25	
6月11日(日)	10:30~11:30	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	50	県西環境 森林事務所
	13:00~14:00			50	
6月22日(木)	9:30~10:30	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	50	矢板森林 管理事務所
6月23日(金)	10:00~11:00	県那須庁舎	大田原市本町2-2828-4	60	県北環境 森林事務所
	14:00~15:00			60	
6月23日(金)	9:30~10:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	30	県南環境 森林事務所
	10:30~12:00			30	
7月9日(火)	9:30~10:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	30	県南環境 森林事務所
	10:30~12:00			30	
7月12日(水)	10:30~11:30	北押原コミュニティー センター	鹿沼市縦山町162-2	50	県西環境 森林事務所
	13:00~14:00			50	
7月12日(水)	10:00~11:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	25	県東環境 森林事務所
	11:00~12:00			25	
	13:00~14:00			25	

7月13日(木)	9:30~10:30	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	50	矢板森林管理事務所
7月19日(水)	10:00~11:00	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	25	県北環境森林事務所
	11:00~12:00			25	
8月20日(日)	10:00~11:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	25	県東環境森林事務所
	11:00~12:00			25	
	13:00~14:00			25	
8月20日(日)	10:00~11:00	県那須庁舎	大田原市本町2-2828-4	60	県北環境森林事務所
	14:00~15:00			60	
8月22日(火)	9:30~10:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	30	県南環境森林事務所
	10:30~12:00			30	

3 適性検査及び講習の内容

区分	内容
適性検査	1 視力 2 聴力 3 運動能力
講習	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施しない。

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票抄本(マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。)
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの。複写、コピーしたものは不可。ただし、銃の所持許可証の写しを提出する場合、医師の診断書の提出は不要とする。)

ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(ア又はイに該当する者を除く。)

5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

8 その他

- (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、栃木県のホームページからダウンロードすることができるほか、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求することができる。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、84円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この適性検査及び講習についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

(自然環境課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年4月21日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和5(2023)年 3月31日	(廃止)	日光市下鉢石840	栃木県行政書士会 (車庫証明申請日光センター)

(会計局会計管理課)